

令和4年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和4年8月10日 開会

令和4年8月10日 閉会

富士宮市農業委員会

令和4年8月10日午後1時富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 19 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治	2 番 松 永 孝 男	3 番 赤 池 勝
4 番 齊 藤 学	5 番 佐 野 守	6 番 佐 野 均
7 番 佐 野 強	8 番 伊 藤 照 男	9 番 近 藤 雅 隆
10 番 村 松 義 正	11 番 富 永 政 則	12 番 宮 島 孝 子
13 番 遠 藤 光 浩	14 番 旭 一 昭	15 番 荻 真 教
16 番 後 藤 文 隆	17 番 佐 野 む つ み	18 番 内 堀 忠 雄
19 番 杉 山 弘 子		

欠席委員

なし

農地利用最適化推進委員出席委員

2 番 塩 川 金 彦	3 番 渡 井 清 孝	4 番 渡 邊 勝 彦
5 番 竹 川 篤 志	6 番 村 松 慎 一	7 番 土 井 一 彦
8 番 加 藤 文 男	9 番 藤 浪 庸 一	11 番 鈴 木 四 郎
12 番 篠 原 兼 義	13 番 牧 澤 邦 彦	

欠席委員

1 番 土 井 治 10 番 有 賀 文 彦

事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主 任 主 査	深 川 亮	主 査	池 田 幸 司
主 査	滝 口 悠 美		

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

本日は、大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による届出について取消願の処理状況を事務局に報告させていただきます。

事務局 深川主任主査

本日配付しました令和4年7月11日から令和4年8月9日までの農地法の規定による届出について取消願の処理状況を御覧ください。

第1項、源道寺町■■■■、田、1.73平方メートルほか2筆、計510.73平方メートル

ルにつきまして、平成16年7月5日に貸駐車場21台を目的とした農地法第4条届出が受理されましたが、令和4年8月2日、都合により取消願が提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況でありますので、よろしくお願ひします。

それでは、「会期の決定について」議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日一日と決定したいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、12番 宮島孝子委員、13番 遠藤光浩委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会議録署名人に、12番 宮島孝子委員、13番 遠藤光浩委員を指名いたします。

本日の会議の日程は、目次のとおり、報第45号から議第54号です。

初めに、報第45号から報第51号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和4年6月21日から令和4年7月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから6ページを御覧ください。

報第45号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が18件提出されました。

続きまして、議案の7ページを御覧ください。

報第46号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の8ページ・9ページを御覧ください。

報第47号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、5件の届出が受理されました。

続きまして、議案の10ページ・11ページを御覧ください。

報第48号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理し

たので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出を受理しました。

続きまして、議案の12ページから17ページを御覧ください。

報第49号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、20件の届出を受理しました。

続きまして、議案の18ページを御覧ください。

報第50号 転用目的・事業計画変更届出書の受理について

転用事業者が当初の転用目的または事業計画を変更しようとする転用目的・事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、資材置場から宅地造成（分譲6区画）への計画変更が1件提出されました。

続きまして、議案の19ページを御覧ください。

報第51号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのに当たり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第45号から報第51号までは報告済みといたします。

議第49号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、御説明いたします。

議第49号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について

農地法第3条第2項第5号に規定された別段の面積について、別段の面積及び区域の指定申請が次のとおりあったので審議を求める。

本市では、農地法3条許可申請に関する下限面積要件を市内全域3,000平米としているところですが、遊休農地を利用して新規就農をする場合に、下限面積を1アールに緩和する制度を令和3年4月から開始しております。

では、第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は北山で、北山郵便局の南西に位置する農地です。申請者は北山の■■■■さんです。申請農地の面積は546平米になります。申請地の一部及び周辺農地は草木が繁茂しないよう管

理はしておりますけれども、一部不耕作地となっており、一団の農地について遊休農地が一定以上ある状況です。

なお、所有権移転については、この後、農地法第3条許可申請にて御審議いただくこととなります。

以上のことから、当市の定める農地法施行規則第17条第2項の適用による別段の面積取扱基準に合致しており、別段の面積及び区域の指定について問題ないと判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

18番 内堀忠雄委員

ただいま審議中の第1項の調査について報告をいたします。

去る8月8日、午前11時頃、私と富永委員、事務局3名と共に申請地で現地調査を行いました。

申請地は、雑草の管理はしておりますが、現に一部耕作されておらず、遊休農地となっております。また、周辺農地についても遊休農地が10%以上あるため、別段面積及び区域指定について基準どおりであり、問題ありません。

以上で報告を終わります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第49号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第49号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第50号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の21ページを御覧ください。

議第50号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は小泉で、市立富士根南中学校の東に位置する農地です。

受人、小泉の■■■■さんと渡人■■■■との売買契約で露地野菜を栽培する計画です。

受人は、小泉在住で自宅周辺の農地を新たに取得したいと探していたところ、売却希望の当該申請地が候補地となり所有権移転に至ったとのこと。受人の許可後耕作面積は、7,125平方メートル、受人は現在74歳、稼働人員は2名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は戻りまして1ページを御覧ください。

申請地は先ほど議第49号で別段面積を設定した農地で、北山郵便局の南西に位置する農地です。

受人、北山の■■■■さんと渡人■■■■さんとの贈与契約です。受人と渡人は親子関係にあり、受人は渡人である父親の手伝いをしながら耕作しておりましたが、退職を機に本格的に農業を行いたいと今回正式に手続するものです。当該申請地では、露地野菜を栽培する計画となっております。

受人は現在56歳、耕作面積は許可後546平方メートルですが、先ほど申し上げたとおり、議第49号で別段面積及び区域の指定を受け承認された農地となり、受人の申請後耕作面積が1アール、100平方メートルを上回っている場合は下限面積要件を満たしますので、問題ありません。稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は大鹿窪で、橋本地区集会所の東に位置する農地です。

受人、羽鮎の■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約で、水稻を栽培する計画です。受人と渡人は兄弟関係にあります。渡人は市外在住で農地の管理ができず、当該申請地については、現在既に受人が管理しておりますが、今回正式に所有権移転の手続を行うものです。

受人の許可後耕作面積は、1万810平方メートルで、受人は現在75歳、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第3項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ただいまの上程議案のうち、第2項について、担当委員の調査報告をお願いします。

18番 内堀忠雄委員

ただいま審議中の第2項の調査について報告をいたします。

去る8月8日、午前11時頃、私と富永委員、事務局員3名と共に申請地で現地調査を行いました。

申請地は、先ほど議第49号で別段面積を設定し、承認された農地です。受人と渡人は親子関係にあり、渡人が高齢で耕作が難しくなったため、譲与するものです。申請地では露地野菜を栽培していくそうです。

申請内容どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第51号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、議案の22ページを御覧ください。

議第51号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

第1項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は村山■■■■、畑、285平方メートルで、杉田の■■■■さん、■■■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

申請人は現在借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭となり、住宅建築を検討したところ、親の農地を借りることができたため、申請に及んだとのことです。

申請地は村山の金比羅神社の南西に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は東を道路、北を宅地、西に山林と宅地、南を道路に接しており、隣接に農地はなく、周辺農地への影響は軽微であると思われまます。

資金は借入れで確保されており、許可後の10月に着工する計画となっております。

第2項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は山宮■■■■、畑、388平方メートルで、万野原新田の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、優良田園住宅に転用しようとするものです。

申請人は現在アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭となり、実家の近くでの住宅建築を検討したところ、実家が所有する申請地が借りられることになったため、申請に及んだとのことです。

申請地は小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は北を道路、西を宅地、南を農地、東を農地に接しておりますが、建築物と農地までの距離を十分に取る等の被害防除措置を行っており、農地への影響は軽微と思われまます。また、優良田園住宅を建設するための建設計画については、既に市のほうで認定されております。

資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めまます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第51号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めまます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めまます。よって、議第51号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせまます。

事務局 池田主査

議案の23ページを御覧ください。

議第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。なお、本件に係る静岡県農業委員会ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において農業委員会会長が許可の処分をする。

第1項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

山宮■■■■、畑、4,326平方メートルほか2筆、計1万94平方メートルにつきまして、富士市吉原の■■■■さんが賃貸借により権利設定し、キャンプ場へ転用しようとするものです。

申請人は昨今のキャンプブームを受け、需要を満たすべく、富士山の頂上へ続く登山道沿いにオートキャンプ場を建設すべく本申請に及んだものであります。

申請地は篠坂交差点の南に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に当たります。周囲は西を道路、北を農地、東を山林、南を宅地と農地に接しておりますが、農地との境には見切りを施工し、調整池を設置する計画です。し尿、雑排水は合併処理槽にて処理し、ごみは専門業者にて委託する計画のため、周辺農地への影響は軽微であると思われれます。

近隣に代替性のある土地はなく、資金は自己資金で確保されております。なお、市の土地利用事業承認済みとなっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

2番 松永孝男委員

ただいま審議中の1項について調査報告をいたします。

8月3日、午後2時から代理人行政書士の■■■■さん、施主の■■■■さん、農業委員の赤池さんと私、あと事務局3名で現地を調査いたしました。

現地は、農地になってはいますが、現状は、木と竹が入り交じったもうやぶの状態にして、ここをそういうきれいな状態にしてオートキャンプ場を造るということで、許可後9月から工事をして来年の令和5年の4月頃から開業をしたいということで、申請のとおり問題ないと思われれます。よろしく御審議お願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第52号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり処理することに決定し、8月22日開催の静岡県農業会議常設審議委員会に諮ります。

議第53号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の24ページ・25ページを御覧ください。

初めに、24ページにつきましては本日配付しました議第53号非農地証明申請の審議について（差替）をご覧ください。第3項の現況の欄について、原野を山林に訂正をさせていただいております。

議第53号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び航空写真7ページを御覧ください。

申請地は北山■■■■、畑、1,061平方メートルほか2筆、計3,127平方メートルで、エリエール株式会社の南に位置する農地です。

申請者が昭和42年に取得したときには既に植林により山林化しており、現在に至るものです。10年以上前から山林化していることが確認でき、農地に復元は不可能なため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第2項及び航空写真8ページを御覧ください。

申請地は上条■■■■、畑、271平方メートルで、上野小学校の南東に位置する農地です。

申請者被相続人が昭和36年に相続する以前から宅地と一体で利用されており、現在に至っています。都市計画法上は既存宅地であり、住宅敷地として一体利用されているということであり問題はなく、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第3項、上条■■■■、畑、363平方メートルほか1筆、計1,110平方メートルで、千居遺跡の南に位置する農地です。

申請者の先代が平成20年頃から体調を崩し、以後農地の管理ができず、平成27年に申請者が相続したときには、周囲を山林に囲まれ、既に森林原野化の状態となっており、現在に至っています。10年以上前から周囲は山林化しており、申請地への接道もなく、耕作は困難で、農地への復元も不可能な状態のため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第4項及び航空写真10ページを御覧ください。

申請地は原■■■■、畑、199平方メートルほか2筆、計1,179平方メートルで、白糸出張所の東に位置する農地です。

昭和43年7月15日に住宅を建設し、申請地には附属建築物として離れや倉庫を建築し、住宅敷地として一体利用をしており、現在に至っています。都市計画法上は線引き前宅地であり、住宅敷地として一体利用であれば特に問題はなく、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第5項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地は羽鮒■■■■、畑、1,302平方メートルほか3筆、計2,150平方メートルで、坂本集会所の東に位置する農地です。

年月日不詳ですが、先代の頃から傾斜地であり、農業用の車両の出入りが厳しく、また石が多く日当たりも悪い耕作不向きな土地であったため、ヒノキを植林し、現在に至っています。10年以上前から山林化していることが確認でき、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第6項及び航空写真、同じく11ページを御覧ください。

申請地は羽鮒■■■■、田、647平方メートルで、第5項の申請地の南に位置する農地です。年月日不詳ですが、申請地へは道幅が狭く機械が入らず、耕作困難となり、そのうちに管理もできない状態となって耕作放棄地となり、現在に至ったものです。

申請地は、農用地、青地ですが、定期除外する旨の通知を受けています。また、10年以上前から山林原野化していることが確認でき、農地に復元は不可能なため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

11番 富永政則委員

ただいま審議中の第1項、北山の峯ですけれども、先日8月8日、私と内堀委員と、それから事務局2名の4人で現地確認しました。

現状は、もう30年ぐらい過ぎているスギの植林で、やっぱり畑に戻すということは難しいということで見えてきました。

以上です。

事務局 深川主任主査

会長の担当地区案件のため、事務局が代読します。ただいま審議中の第2項及び第3項について報告します。

第2項について、8月8日、土井農地利用最適化推進委員、事務局2名と共に申請代理人と現地で会い、話を聞きました。

申請地は既存宅地で、昭和36年に被相続人が相続したとき、既に住宅敷地の一部として利用されていたことを確認しました。

第3項についても、同じく8月8日、土井農地利用最適化推進委員、事務局2名と共に申請代理人と現地で会い、話を聞きました。

平成20年頃から先代が体調不良で管理できなくなり、現在に至り森林原野化したもので、周囲は山林に囲まれ、農地に戻せる状態ではありません。

第2項、第3項ともに申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひします。

17番 佐野むつみ委員

ただいま審議中の第4項について報告をいたします。

去る8月3日、午後2時30分頃、申請代理人の■■■■書士、それから伊藤照男農業委員、事務局2名、私で現地調査を行いました。

これは、住宅敷地となっていますけれども、これは線引き前のことで、昭和43年頃から住宅敷地として住居を構えて今まで管理をしてきました。今般、建て替えに当たり、このようなことが判明し、申請に及びました。

説明のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

14番 旭 一昭委員

ただいま審議中の第5項及び第6項の現地調査の結果について、御報告いたします。

去る8月2日、午後2時に、申請人の夫である■■■■様立会いの下、事務局2名と私と共に

現地調査をいたしました。

まず、第5項の原野と畑の4筆ですが、かなりの傾斜地であり、農業用機械の出入りにも困難で、日当たりも悪く、また石も多くて耕作に不向きであったため、もう数十年前からヒノキを植林し、現在はヒノキ林になっております。

第6項ですが、耕作当時から進入路は農業機械が入らず、人手による耕作で枚数も狭い田んぼが13枚もあり、耕作放棄となつてから十数年たつているということです。周囲も同様に草木が生い茂り荒れて原野化状態です。

以上、2件ともに申請のとおり問題ないと考えます。御審議をお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第53号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よつて、議第53号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第54号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の26ページを御覧ください。

議第54号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和4年7月22日付、富農第548号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画（案）について説明します。

ページを1枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数14人、利用権を設定する者の数25人、利用権を設定する農用地の面積は計5万7,316.38平方メートルです。所有権の移転はございません。

1枚めくって4ページの集積計画を御覧ください。

貸借について第1項から第26項まで全て中間管理事業になります。

それでは、第1項から順に説明します。

第1項及び別冊航空写真は12ページを御覧ください。

第1項申請地は羽鮒で、芝川リズム認定こども園の北西に位置する農地です。

静岡市の■■■■への使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は1万3,097平方メートルです。

続きまして、第2項及び別冊航空写真13ページを御覧ください。

第2項申請地は山宮で、山宮スポーツ公園の南西に位置する農地です。

万野原新田の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経

営面積は7万3,038.91平方メートルです。

続きまして、第3項から第5項までは同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。別冊航空写真は14ページを御覧ください。

申請地は北山で、市立学校給食センターの東に位置する農地です。

北山の■■■■への賃借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は4万789平方メートルです。

続きまして、第6項から第9項は同一受人の案件ですので、まとめて説明をいたします。別冊航空写真は15ページから18ページを御覧ください。

第6項申請地は杉田で、杉田区民センターの北、第7項は栗倉で、中央消防署東分署の西、第8項は外神で、市立体育館の南西、第9項は杉田で、杉田三区二町内集会所の北に位置する農地です。

杉田の■■■■への使用貸借権設定です。期間は10年新規です。移転後経営面積は1万4,337平方メートルです。

続きまして、第10項及び別冊航空写真は19ページを御覧ください。

申請地は大鹿窪で、三澤寺の南西に位置する農地です。

東京都の■■■■さんへの使用貸借権設定です。10年新規になります。移転後経営面積は9,959.52平方メートルです。

続きまして、第11項及び別冊航空写真は20ページを御覧ください。

第11項申請地は精進川で、上精進川集会所の南に位置する農地です。

大岩の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規、移転後経営面積は7万3,894.16平方メートルです。

続きまして、第12項及び別冊航空写真は21ページを御覧ください。

第12項申請地は大鹿窪で、特別養護老人ホーム百恵の郷の南に位置する農地です。

大鹿窪の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規、移転後経営面積は5,273平方メートルです。

続きまして、第13項及び第14項は同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。別冊航空写真は22及び23ページを御覧ください。

申請地は下条で法善寺の北及び南に位置する農地です。

下条の■■■■への使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は6万7,805.82平方メートルです。

続きまして、第15項及び別冊航空写真は24ページを御覧ください。

申請地は半野で、上条一町内コミュニティ広場の北に位置する農地です。

大鹿窪の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規、移転後経営面積は4万3,470.42平方メートルです。

続きまして、第16項及び別冊航空写真は引き続き24ページを御覧ください。

申請地は半野で、こちらも上条一町内コミュニティ広場の北に位置する農地です。

原の■■■■への使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は8万2,077平方メートルです。

続きまして、第17項から第19項までは同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。別冊航空写真は25ページから27ページを御覧ください。

第17項申請地は上柚野で、延命寺の北東に、第18項は北山で、北山第一区区民館の西に、第19項は青木で、青木二町内集会所の北に位置する農地です。

■■■■への使用貸借権設定です。期間は、第17項は10年新規、第18項は10年再設定、第19項は10年新規及び再設定です。移転後経営面積は9万2,602.96平方メートルです。

続きまして、第20項及び別冊航空写真は28ページを御覧ください。

申請地は下柚野で蓮成寺の南に位置する農地です。

下柚野の■■■■への使用貸借権設定です。期間は10年再設定になります。移転後経営面積は3万738.70平方メートルです。

続きまして、第21項から25項は同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。別冊航空写真は29から31ページを御覧ください。

第21項及び22項は馬見塚で、馬見塚コミュニティ広場の南に、第23項及び第25項は下条で、市立上野中学校の東に、第24項は半野で、半野氏神児童遊園の南西に位置する農地です。

猫沢の■■■■への使用貸借権設定です。期間はどれも10年新規です。移転後経営面積は13万2,232.01平方メートルです。

続きまして、第26項及び別冊航空写真は32ページを御覧ください。

申請地は北山で、北山第一区区民館の南西に位置する農地です。

富士市の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規及び再設定になります。移転後経営面積は1万5,588.61平方メートルです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第54号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第54号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として、「農地改良届出書の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

農地改良届出書の受理状況（令和4年7月11日～令和4年8月9日）について説明します。本日配付しました農地改良届出書についての受理状況、及び添付の航空写真を御覧ください。では、説明します。

第1項、根原■■■■、畑、2,709平方メートルほか3筆について、令和4年7月12日、農地改良届出書が提出されました。

申請地に隣接する根原■■■■について、令和3年5月13日受理の農地改良届出書の下、牧

草をキャベツ栽培がしたいということで、農地改良を行い、完了後耕作を始めましたが、地盤が緩く、雨が降ると農業用の車両が入ることができず作業ができないということが分かり、申請者が所有している隣地に耕作土を移動し作付したく、今回申請に至ったものです。

7月から施行された静岡県盛土条例の担当課より、同じ所有者が所有している農地の敷地内での土の移動であること、高さ30センチ程度の耕作土の敷きならしであることから、申請は不要との回答を受けております。

工事期間は、令和4年7月15日から令和4年10月15日までです。付近の住民には事前に説明を行い、土の流出等被害が生じないように努めるということでもあります。

続きまして、第2項、安居山■■■■、畑、585平方メートルのうち380平方メートルについて、令和4年7月25日、農地改良届出書が提出されました。

申請地は、現在休耕地となっていますが、申請者の息子が最初は家庭菜園的に野菜等の栽培をしたいということから、傾斜を平らに整地し、耕作土を搬入するという計画です。面積が500平方メートル未満で搬入する土の量も500立方メートル未満のため、市の盛土条例は申請不要であります。

工事期間は、令和4年8月8日から令和4年11月7日までです。

続きまして、第3項、麓■■■■の内、畑、3万599平方メートルほか4筆、計3万5,917平方メートルについて、令和3年10月6日、農地改良届出書が提出されました。完了が令和4年3月18日までの予定でしたが、天候やコロナの影響で遅れが生じ、令和4年8月31日までとする変更届が提出され、それを受理しておりました。

令和4年7月29日、事業完了報告書が提出されました。現地確認し、特に問題はないものと思われま。

報告は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

9番 近藤雅隆委員

ただいまの申請、この根原、■■■■さんの件ですけど、自分もちよくちよく通ったり、それから、牧澤さんもよく御存じだと思うんですけど、本当にこういう改良届、出ているんですけど、するのかなというのが非常に疑問に思っています。

以前の、前回、農地改良届が出ているんですけども、確かにぬかるんだりなんかしていると思うんですけど、堆肥散布したりなんかして、作付しているような跡はそんなに確かに見られないなと思っています。

それで、この第1項のほうですけど、これ、現況牧草地になっているところですよ。それを、■■■■さんが所有するような形になって、農地改良届ということを出していると思うんですけど、そこら辺ちょっと確認したいと思いますが、どうでしょう。

事務局 深川主任主査

昨年、改良届が出ていたところにつきましては、農地改良を行って、耕作をしようとしたところ、雨が降ると地盤が緩く土が流れてしまうということがありまして、作付ができなかったということです。なので、今回は、今回の申請地のほうに前回入れた土はとてもよい土だということで、そのままその土を移動させて改良して、キャベツを栽培していくということで計画を出していただいています。

9 番 近藤雅隆委員

前回、農地改良届、出たところは、たしか周りを青いフェンスか何かで囲ってありましたよね。その隣の隣になると思うんですけど、第1項の申請地は、現況としてもここは牧草畑になっていませんか。

事務局 深川主任主査

今は、牧草地になっています。

9 番 近藤雅隆委員

なっていますね。それ、要するに客土して、農地改良して、それを畑にしたいということなんですね。

事務局 深川主任主査

そうです。

9 番 近藤雅隆委員

■■■■さんが持っている土地だから何とも言えませんけれど、現況、牧草畑として使われているものですから、どうかなということを感じました。

以上です。

事務局 望月次長兼振興係長

今、この現状としまして、昨年やったところが第1期なんですけど、そこにつきましては、完了が出ております。そして、その後、■■■■さんもいろいろ御存じのように事業をやられておまして、その農地改良をやったところに今、農業用倉庫を建設をする予定があります。なぜそこに建設をするかという、今回申請の上がった農地改良届のところなんですけど、実は、農振農用地、青地なものですから、農地として維持するためには、今回やるところを農地としてやったほうが、青地を、農地を守っていくというところで適切ではないかというところで、やむを得ず、今回、このところに農地改良を出し直すということになります。そして、前回のところは、そこに農業用倉庫を建設をする予定でおります。

9 番 近藤雅隆委員

実際に、鉄骨かなんかですけど、農機具庫みたいなやつも建っていますよね。そういうことですよね。

事務局 望月次長兼振興係長

はい、そうです。

9 番 近藤雅隆委員

はい、いいです。

議長

では、報告済みとします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

事務局 望月次長兼振興係長

ちょっとすみません。訂正をさせていただきます。

事務局 深川主任主査

今、去年、農地改良届を出したところに農業用倉庫、これはもう建っているんですけども、今後の計画として、こちらに豚舎を建てるというような計画が出ていまして、まだ、今すぐにといいわけではないですけども、検討をしているということは聞いております。

以上です。

議長

近藤さん、いいですか。

9 番 近藤雅隆委員

いろいろ今、豚から始まって、放牧しているところもありますけど、ないとは思いますが、そうびりびりしている時期なものだから、ちょっと心配だなというような形で、老婆心ではないですが、前を通るときに、ああこんなになっているんだなというふうに思いながら見えています。結構、あそこ、いわくといったら申し訳ないですけど、前からそういうような状況になっていると思うんですね。特に、牧澤さん、地元だから御存じだと思うんですけど、そんなふうに思っています。

それと、たびたび繰り返すようですが、せっかく牧草地になっているものを何で、刈り入って牧草やればいいんじゃないのかな、この時期にというように感じています。

意見ですけど、よろしくお願いします。

以上です。

議長

じゃあ、引き続き、観察してください。

9 番 近藤雅隆委員

はい、分かりました。

16 番 後藤文隆委員

ちょっと戻りまして、農地法第5条のところで、新しい農業委員さんもいることですから、優良田園住宅と別段面積について、内容を事務局のほうから説明していただきたいなと思います。分からない人がいると思うんで。

議長

事務局、お願いします。

事務局 池田主査

では、事務局のほうから御説明させていただきます。

まず、下限面積のお話からさせていただきたいんですが、農地法の第3条許可申請については、許可を下ろすために様々な要件がございます。

このうちの1つの要件としまして、下限面積要件というものがございまして、取得後耕作面積が達せられない方は許可が下せないよという条件がございます。これが、富士宮市の場合、30アール、3,000平米ということで定まっていますが、これを、遊休農地を使って新規就農をする場合については、下限面積を緩和して小さな面積でも新規就農できるようにしたのが令和3年4月からということになります。

農地法の中でもこういった例外規定を設けることは可能でして、現在、本市において今回のものを含めて4例、下限面積を緩和して新規就農をしているという状況でございます。

これが、下限面積の緩和に関する御説明になります。

それから、優良田園住宅についてなんですが、御存じだと思うんですけども、市街化調整区域において住宅等を建てる場合については、都市計画法等の法律の中で要件を満たさないと物が建たないということになります。このうち、うちの建築住宅課のほうで対応させていただいているんですが、優良田園住宅というものを建てられる、条件に達せられれば物を建てられるよと、

そういった要件がございます。

これは、ちょっとごめんなさい、自分もあまりこの要件については詳しくないんですけども、なるべく広い土地等を使って、周りの自然的な条件と調和したような形で物を建てる、そのほか、特定の地区内であるとか、あるいは昔から住んでいるとか、地縁がないと駄目だよといったそういった要件があるようですけども、こういった要件を達することで物が建てられるよと、そういう優良田園住宅というものが建てられるよという要件があるというふうに聞いております。

以上です。

16番 後藤文隆委員

ありがとうございました。

議長

じゃあ、いいですね。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は9月12日を予定しております。

以上をもちまして、令和4年8月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時04分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
1 2 番

会議録署名人
1 3 番